

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 9A 特定目的会社、特定目的信託(SPC、SPT)関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p data-bbox="94 236 1104 320">9A-4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等</p> <p data-bbox="94 379 331 416">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="94 475 1104 895">(4) 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規則等に関する内閣府令(以下「特定譲渡人府令」という。)第23条第1号及び特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規則等に関する内閣府令(以下「原委託者府令」という。)第23条第1号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「<u>保護法ガイドライン</u>」という。)第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。</p> <p data-bbox="94 954 1104 1182">(5) 特定譲渡人府令第23条第2号及び原委託者府令第23条第2号に規定する「その他業務上知り得た公表されていない特別の情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、<u>保護法ガイドライン</u>第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</p> <p data-bbox="127 1390 248 1426">(以下略)</p>	<p data-bbox="1126 236 2145 320">9A-4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等</p> <p data-bbox="1126 379 1364 416">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="1126 475 2145 895">(4) 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規則等に関する内閣府令(以下「特定譲渡人府令」という。)第23条第1号及び特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規則等に関する内閣府令(以下「原委託者府令」という。)第23条第1号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「<u>金融分野ガイドライン</u>」という。)第8条、第9条及び第10条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。</p> <p data-bbox="1126 954 2145 1326">(5) 特定譲渡人府令第23条第2号及び原委託者府令第23条第2号に規定する「その他業務上知り得た公表されていない特別の情報」とは、労働組合への加盟、民族、性生活、個人情報の保護に関する法律施行令第二条第四項に定める事項、個人情報の保護に関する法律施行令第二条第五項に定める事項、犯罪により害を被った事実又は社会的身分に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、<u>金融分野ガイドライン</u>第5条第1項各号に列挙する場合をいう。</p> <p data-bbox="1162 1390 1283 1426">(以下略)</p>